

## 条 例

埼玉県主要農作物種子条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県主要農作物種子条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を推進し、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、施策の推進に当たっては、農業者団体その他の関係者と連携を図るものとする。

(種子計画)

第三条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の生産に関する計画（以下この条において「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主要農作物の種子の需要の見通し
- 二 主要農作物の種子の生産量
- 三 前二号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項
- 3 知事は、種子計画を策定するため必要があるときは、農業者団体その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 知事は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産)

第四条 県は、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。

(在来種の生産及び維持)

第五条 県は、各地域において従来から生産されている主要農作物の生産及びその維持に協力するものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策を推進するため、

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。